

- ③保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

保険税の納付意思があり、保険税を分納している場合には、短期被保険者証を交付している。

- ④保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなどの制裁行政をしないでください。

保険税の滞納世帯については、接触の機会をなるべく多くするため、資格証明書及び短期被保険者証交付世帯に対し、年4回の納税相談の実施や、滞納世帯への訪問等により、疾病の状況や生活実態の把握に努め、個々の世帯の状況に応じて対応している。

### (3) 44条に基づく一部負担金の減免制度について

一部負担減免要綱を創設してください。生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

一部負担金の減免については、国から示された運用基準に基づき、平成23年3月に、一部負担金減免要綱を制定した。  
制度の周知方法としては、国保事業の啓発冊子(国保のてびき)への掲載やホームページへの掲載を行っている。

## 4. 介護保険について

- (1)低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

低所得者に対する介護保険料の減免制度として、家屋・財産の著しい損害や突発的要因により収入の減少になった者、また経常的要因により一定要件を満たす者については、減免の対象としている。

- (2)低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

市民税非課税世帯で諸要件を満たしている介護サービス利用料は減免対象としており、通所（デイサービス）などの居宅サービスについては1/4を軽減、また訪問介護（ホームヘルプ）についても1/2に軽減している。

- (3)介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、安定的な財政的な支援をしてください。